

八 警 広 報 紙

危険！ ながら運転 命とり



携帯電話使用等に関する罰則の強化

【令和元年 12 月 1 日施行】

	改正前	改正後
携帯電話の使用等 (交通の危険)	3 月以下の懲役または 5 万円以下の罰金	1 年以下の懲役または 30 万円以下の罰金
携帯電話の使用等 (保持)	5 万円以下の罰金	6 月以下の懲役または 10 万円以下の罰金



【違反点数・反則金の引上げ】

	改正前	改正後
携帯電話の使用等 (交通の危険)	違反点数 2 点 反則金 ・大型車 1 万 2 千円 ・普通車 9 千円 ・二輪車 7 千円 ・小特等 6 千円	違反点数 6 点 (即免許停止) 非反則行為となり 違反者には 刑事罰が適用される
携帯電話の使用等 (保持)	違反点数 1 点 反則金 ・大型車 7 千円 ・普通車 6 千円 ・二輪車 6 千円 ・小特等 5 千円	違反点数 3 点 ・大型車 2 万 5 千円 ・普通車 1 万 8 千円 ・二輪車 1 万 5 千円 ・小特等 1 万 2 千円



八幡浜警察署 0894-22-0110